

令和8年 第1回 飯塚市議会臨時会 議案			
議案番号	件 名	摘要	ページ
1	令和7年度 飯塚市一般会計補正予算(第7号)		
2	令和7年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第2号)		
3	令和7年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第2号)		
4	専決処分の承認(令和7年度 飯塚市一般会計補正予算(第5号))		3
5	専決処分の承認(令和7年度 飯塚市一般会計補正予算(第6号))		4
6	専決処分の承認(令和7年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号))		5
7	専決処分の承認(令和7年度 飯塚市水道事業会計補正予算(第1号))		6
8	専決処分の承認(令和7年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号))		7
9	専決処分の承認(令和7年度 飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号))		8
10	専決処分の承認(令和7年度 飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号))		9
11	専決処分の承認(飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例)		10
12	専決処分の承認(飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例)		14
13	専決処分の承認(飯塚市手数料条例の一部を改正する条例)		17
14	専決処分の承認(飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例)		21
15	専決処分の承認(飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例)		24
16	専決処分の承認(飯塚市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例)		29

議案番号	件 名	摘要	ページ
1 7	専決処分の承認(飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例)		4 2
1 8	専決処分の承認(飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例)		4 5
1 9	専決処分の承認(飯塚市水道事業給水条例等の一部を改正する条例)		4 7
2 0	専決処分の承認(飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業条例)		5 3
2 1	専決処分の承認(飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例)		6 0
2 2	専決処分の承認(財産の譲渡(太郎丸二区集会所建物))		6 7
2 3	専決処分の承認(財産の無償貸付け(ふれあい広場))		7 0
2 4	専決処分の承認(土地の処分(飯塚市鯫田字黒岩))		7 2
2 5	専決処分の承認(土地の処分(栗尾工業団地南側))		7 5
2 6	専決処分の承認(指定管理者の指定(飯塚市健康の森公園体育施設))		7 8
2 7	専決処分の承認(指定管理者の指定(街なか子育てひろば))		8 6
2 8	専決処分の承認(指定管理者の指定(サン・アビリティーズいいづか))		9 1
2 9	専決処分の承認(指定管理者の指定(飯塚立体駐車場))		9 7
3 0	専決処分の承認(市道路線の認定)		1 0 2

専決処分の承認(令和7年度飯塚市一般会計補正予算(第5号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和7年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第35号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月23日専決

飯塚市長 武井政一

令和7年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)

専決処分の承認(令和7年度飯塚市一般会計補正予算(第6号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和7年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)について議決を経なければならないが、特に緊急を要したため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

令和8年1月5日専決

飯塚市長 武井政一

令和7年度飯塚市一般会計補正予算(第6号)

専決処分の承認(令和7年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和7年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)について議決を経なければならないが、議会が議決しなかったため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかったため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

令和7年度飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算(第1号)

専決処分の承認(令和7年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和7年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)について議決を経なければならないが、議会が議決しなかったため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかつたため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

令和7年度飯塚市水道事業会計補正予算(第1号)

専決処分の承認(令和7年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和7年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)について議決を経なければならないが、議会が議決しなかったため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかつたため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

令和7年度飯塚市工業用水道事業会計補正予算(第1号)

専決処分の承認(令和7年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和7年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)について議決を経なければならないが、議会が議決しなかつたため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかつたため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

令和7年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第1号)

専決処分の承認(令和7年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、令和7年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)について議決を経なければならないが、議会が議決しなかつたため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかつたため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

令和7年度飯塚市立病院事業会計補正予算(第1号)

専決処分の承認(飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について議決を経なければならないが、議会が議決しなかったため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかったため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武井政一

飯塚市条例第37号

## 飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成18年飯塚市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 選挙運動用ビラの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、1円とする。)とする。</p> <p>4 選挙運動用ポスターの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 選挙運動用ビラの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額(1円未満の端数がある場合には、1円とする。)とする。</p> <p>4 選挙運動用ポスターの作成に関する金額は、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得</p>

た金額(1円未満の端数がある場合には、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額とする。

(公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、次の各号の区分ごとに当該各号に定める金額とする。

(1) (略)

(2) 選挙運動用ビラの作成 候補者1人について、8円38銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

(3) (略)

た金額(1円未満の端数がある場合には、1円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額とする。

(公費負担の限度額)

第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、次の各号の区分ごとに当該各号に定める金額とする。

(1) (略)

(2) 選挙運動用ビラの作成 候補者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額とする。

(3) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

専決処分の承認(飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について議決を経なければならないが、議会が議決しなかったため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかったため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武井政一

飯塚市条例第38号

## 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
附属機関の属する執行機関等	附属機関の名称	担任する事務	附属機関の属する執行機関等	附属機関の名称	担任する事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	飯塚市地域福祉推進協議会	地域福祉の推進に関して調査審議すること。		飯塚市地域福祉推進協議会	地域福祉の推進に関して調査審議すること。
	飯塚市介護保険施設等整備事業者選定委員会	飯塚市介護保険施設等の公募型プロポーザル方式による整備事業者の選定について審議及び審査すること。		飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託業者選定委員会	小型自動車競走事業の包括的民間委託に関する業者の選定について審議及び審査すること。
	飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託業者選定委員会	小型自動車競走事業の包括的民間委託に関する業者の選定について審議及び審査すること。		(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)
企業管理者	(略)	(略)	企業管理者	(略)	(略)

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決処分の承認(飯塚市手数料条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市手数料条例の一部を改正する条例について議決を経なければならないが、議会が議決しなかったため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかったため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

飯塚市手数料条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武井政一

飯塚市条例第39号

## 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例

飯塚市手数料条例(平成18年飯塚市条例第55号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前						
附 則 1～4 (略) <u>(民間端末機による交付事務の特例)</u> 5 令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間において、民間端末機(飯塚市印鑑条例第13条に規定する民間端末機をいう。)により交付する手数料を徴する事務、名称及び金額は、別表の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。 (1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)関係	附 則 1～4 (略)						
<table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>戸籍法第10条第1項、 第10条の2第1項から 第5項まで若しくは第 126条の規定に基づく 戸籍の謄本又は抄本 の交付</td><td>戸籍の謄本又は抄本 の交付</td><td>1通につき 350円</td></tr></tbody></table>	事務	名称	金額	戸籍法第10条第1項、 第10条の2第1項から 第5項まで若しくは第 126条の規定に基づく 戸籍の謄本又は抄本 の交付	戸籍の謄本又は抄本 の交付	1通につき 350円	
事務	名称	金額					
戸籍法第10条第1項、 第10条の2第1項から 第5項まで若しくは第 126条の規定に基づく 戸籍の謄本又は抄本 の交付	戸籍の謄本又は抄本 の交付	1通につき 350円					
(2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)関係							
<table border="1"><thead><tr><th>事務</th><th>名称</th><th>金額</th></tr></thead></table>	事務	名称	金額				
事務	名称	金額					

<u>住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項、第12条の3第1項及び第2項の規定による住民票の写しの交付</u>	<u>住民票の写しの交付</u>	<u>1通につき 200円</u>
<u>住民基本台帳法第20条第1項から第4項までの規定による戸籍の附票の写しの交付</u>	<u>戸籍の附票の写しの交付</u>	<u>1通につき 200円</u>

(3) その他

事務	名称	金額
<u>飯塚市印鑑条例(平成18年飯塚市条例第164号)第12条の規定による印鑑登録証明書の交付</u>	<u>印鑑登録証明書の交付</u>	<u>1通につき 200円</u>
<u>市民税課税(非課税)に関する証明書の交付</u>		<u>1件につき 200円</u>

<u>所得(収入)に関する</u>		<u>1件につき 200円</u>
<u>証明書の交付</u>		

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

専決処分の承認(飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について議決を経なければならないが、議会が議決しなかったため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかったため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武井政一

飯塚市条例第40号

## 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年飯塚市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(最低基準の向上)  第4条 市長は、 <u>飯塚市こども審議会条例(令和7年飯塚市条例第12号)</u> 第1条の <u>飯塚市こども審議会</u> の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。	(最低基準の向上)  第4条 市長は、 <u>児童の保護者その他児童福祉に係る当事者</u> の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
2 (略)  (利用乳幼児及び職員の健康診断)  第18条 (略)	2 (略)  (利用乳幼児及び職員の健康診断)  第18条 (略)
2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)</u> が行われた場合であって、 <u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u> この場合において、家庭的保育事業者等は、 <u>それぞれ同表の左欄に掲</u>	2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u> この場合において、家庭的保育事業者等は、 <u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u>

げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

<u>児童相談所等における乳児 又は幼児(以下「乳幼児」と いう。)の利用開始前の健康 診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開 始時の健康診断</u>
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開 始時の健康診断、定期の健康 診断又は臨時の健康診断</u>
3・4 (略)	3・4 (略)

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決処分の承認(飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について議決を経なければならないが、議会が議決しなかったため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第33号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかったため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武井政一

飯塚市条例第46号

## 飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例(令和7年飯塚市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
( <u>乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件</u> )	( <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員の一般的条件)
第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。
( <u>乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等</u> )	( <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員の知識及び技能の向上等)
第11条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	第11条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
2 (略)	2 (略)
(虐待等の <u>禁止</u> )	(虐待等の <u>防止</u> )
第14条 <u>乳児等通園支援事業所</u> の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第14条 <u>乳児等通園支援事業者</u> の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
( <u>乳児等通園支援事業所内部の規程</u> )	( <u>乳児等通園支援事業所内部の規程</u> )
第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければ	第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければ

ならない。

(1)～(5) (略)

(6) 利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

(8)～(11) (略)

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

(乳児等通園支援事業の区分)

第22条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)

ならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(8)～(11) (略)

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

(乳児等通園支援事業の区分)

第22条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)

がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(設備及び職員の基準の特例)

第24条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(準用)

第28条 第25条及び第26条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第29条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙そ

がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(準用)

第28条 第25条及び第26条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第25条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第26条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

(電磁的記録)

第29条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙そ

きる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

の他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

専決処分の承認(飯塚市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例について議決を経なければならないが、議会が議決しなかったため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第34号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかったため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

飯塚市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例を制定し、ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武井政一

飯塚市条例第47号

飯塚市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例  
目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準(第4条)

第2節 運営に関する基準(第5条—第33条)

### 第3章 雜則(第34条)

#### 附則

##### 第1章 総則

###### (趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業(特定乳児等通園支援(法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。)を行う事業をいう。以下同じ。)の運営の基準を定めるものとする。

###### (一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者(法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども(法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等(法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。)、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「特定乳児等通園支援事業所」という。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

###### (暴力団関係者の排除)

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営について、暴力団関係者の支配を受けてはならない。

- 2 前項の「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (2) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団(以下単に「暴力団」という。)又は暴力団員がその事業活動を支配する者
  - (3) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号。以下「県条例」という。)第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者で、県条例第23条第1項の規定により、県条例第22条の勧告に従わなかつた旨を公表された日から起算して2年を経過しないもの
  - (4) 県条例第25条第1項第3号の規定により拘禁刑又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの
  - (5) 法人でその役員のうちに、第1号、第3号又は前号のいずれかに該当する者があるもの

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員(法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。)を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども(法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

(面談)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。)を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第

20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならぬ。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者(法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。  
(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。  
(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第30条の20第5項(法第30条の21第3項において準用する場合を含む。)の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。  
(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。  
(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。  
(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じ

るとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
  - (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
  - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
  - (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
  - (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
  - (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
  - (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項
- (勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児

等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支

援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設、地域型保育事業者(地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。)若しくは乳児等通園支援事業者(乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。)又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族(以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努め

なければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。  
(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
  - 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
  - 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
  - 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- (会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の

事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならぬ。

- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雜則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」と

あるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

専決処分の承認(飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について議決を経なければならぬが、議会が議決しなかったため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかったため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武井政一

飯塚市条例第41号

## 飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市重度障がい者医療費の支給に関する条例(平成18年飯塚市条例第139号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(障がい者施設等に入所した場合の特例)  第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、飯塚市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障がい者支援施設、 <u>同条第18項</u> に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、 <u>同条第29項</u> に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設(介護保険特定施設)、同条第25項に規定する介護保険施設(以下「障がい者施設等」という。)に入所等したため、障がい者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、飯塚市が行う重度障がい者医療費の支給対象者とする。  2 (略)	(障がい者施設等に入所した場合の特例)  第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、飯塚市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障がい者支援施設、 <u>同条第17項</u> に規定する共同生活援助を行う共同生活住居、 <u>同条第28項</u> に規定する福祉ホーム又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設(介護保険特定施設)、同条第25項に規定する介護保険施設(以下「障がい者施設等」という。)に入所等したため、障がい者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、飯塚市が行う重度障がい者医療費の支給対象者とする。  2 (略)

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決処分の承認(飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例について議決を経なければならないが、議会が議決しなかつたため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかつたため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武井政一

飯塚市条例第42号

## 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例

飯塚市集会所及び生活館条例(平成18年飯塚市条例第143号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
名称	位置
(略)	(略)
楽市東区第2集会所	飯塚市楽市4番地
高田集会所	飯塚市高田61番地5
(略)	(略)

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決処分の承認(飯塚市水道事業給水条例等の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について議決を経なければならないが、議会が議決しなかったため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかったため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

飯塚市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武井政一

飯塚市条例第43号

飯塚市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(飯塚市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 飯塚市水道事業給水条例(平成18年飯塚市条例第210号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(工事の施行)</p> <p>第10条 給水装置工事は、法第16条の2第1項の規定により企業管理者が指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)がしなければならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、企業管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下、この項において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(工事の施工)</p> <p>第10条 給水装置工事は、法第16条の2第1項の規定により企業管理者が指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)がしなければならない。</p>
2 (略)	2 (略)
(メーターの貸与)	(メーターの貸与)
第17条 (略)	第17条 (略)
2 前項の保管者は、善良な <u>管理者</u> の注意をもってメーターを管理しなければならない。	2 前項の保管者は、善良な <u>企業管理者</u> の注意をもってメーターを管理しなければならない。
3 (略)	3 (略)

(飯塚市工業用水道条例の一部改正)

第2条 飯塚市工業用水道条例(平成18年飯塚市条例第211号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第3章 給水装置等の <u>施工</u> 及び管理(第8条—第14条)  第3章 給水装置等の <u>施工</u> 及び管理 (工事の <u>施工</u> )	第3章 給水装置等の <u>施工</u> 及び管理(第8条—第14条)  第3章 給水装置等の <u>施工</u> 及び管理 (工事の <u>施工</u> )
第10条 給水装置工事の設計及び <u>施工</u> は、企業管理者の承認した設計に基づき、企業管理者の指定する者に <u>施工</u> させなければならぬ。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、企業管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下、この項において同じ。)又は他の市町村長が指定をした者に給水装置工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>	第10条 給水装置工事の設計及び <u>施工</u> は、企業管理者の承認した設計に基づき、企業管理者の指定するものに <u>施工</u> させなければならぬ。
2 (略)  (給水装置の管理)	2 (略)  (給水装置の管理)
第12条 使用者は、善良な <u>管理者</u> の注意をもって給水装置を管理し、異状があると認めたときは、直ちに企業管理者に届け出なければならない。	第12条 使用者は、善良な <u>企業管理者</u> の注意をもって給水装置を管理し、異状があると認めたときは、直ちに企業管理者に届け出なければならない。
2~4 (略)  (給水装置の変更)	2~4 (略)  (給水装置の変更)
第14条 企業管理者は、配水管の移動その他によって給水装置に変	第14条 企業管理者は、配水管の移動その他によって給水装置に変

更を加える工事を必要とするときは、使用者の同意がなくても工事を施行することができる。

2 (略)

更を加える工事を必要とするときは、使用者の同意がなくても工事を施工することができる。

2 (略)

(飯塚市下水道条例の一部改正)

第3条 飯塚市下水道条例(平成18年飯塚市条例第212号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(排水設備等の工事の実施)  第8条 排水設備等の新設等の工事は、企業管理者が指定した排水設備事業者(以下「指定業者」という。)に施行させなければならぬ。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、企業管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるとときは、この限りでない。</u>	(排水設備等の工事の実施)  第8条 排水設備等の新設等の工事は、企業管理者が指定した排水設備事業者(以下「指定業者」という。)に施行させなければならない。
2 (略)	2 (略)
(汚水排出量の認定)	(汚水排出量の認定)
第18条 (略)	第18条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 使用者は、善良なる <u>管理者</u> の注意をもって前項の装置を管理し、	3 使用者は、善良なる <u>企業管理者</u> の注意をもって前項の装置を管

使用者の責めに帰すべき事由によりその装置を失し、又は損傷したときは、市にその損害を賠償しなければならない。

(占用料)

第27条 企業管理者は、前条の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件

2 (略)

第37条 次に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

(1)～(10) (略)

(11) 第6条第1項若しくは第14条又は第18条第1項第3号若しくは第26条の規定による申請書又は書類、第6条第2項前段、第14条又は第15条第1項若しくは第2項又は第21条の規定による届出書又は資料で不実の記載のあるものを提出した申請者又は届出者

別表第2(第25条関係)

手数料

理し、使用者の責めに帰すべき事由によりその装置を失し、又は損傷したときは、市にその損害を賠償しなければならない。

(占用料)

第27条 企業管理者は、前条の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占用物件については、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法昭和27年法律第292号第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占用物件

2 (略)

第37条 次に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

(1)～(10) (略)

(11) 第6条第1項若しくは第14条又は第18条第1項第3号若しくは第26条の規定による申請書又は書類、第6条第2項前段、第14条又は第15条第1項若しくは第2項又は第21条の規定による届出書又は資料で記載のあるものを提出した申請者又は届出者

別表第2(第25条関係)

手数料

種別		単位	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
4	公簿、公文書、図面の写し(日 本産業規格A列3番)	1枚につき	300円
(略)	(略)	(略)	(略)

種別		単位	金額
(略)	(略)	(略)	(略)
4	公簿、公文書、図面の写し(日 本産業規格A列3番)	1件につき	300円
(略)	(略)	(略)	(略)

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決処分の承認(飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業条例について議決を経なければならないが、議会が議決しなかったため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかったため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業条例を制定し、ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武井政一

飯塚市条例第44号

飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業条例

(趣旨)

第1条 この条例は、うぐいす台団地周辺における生活環境の整備及び水質保全を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するために設置するうぐいす台団地汚水処理施設の管理及び使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称、位置及び処理区域)

第2条 汚水処理施設の名称、位置及び処理区域は、別表第1のとおりとする。

## (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 し尿及び生活雑排水(工場排水、雨水その他特殊な排水を除く。)をいう。
- (2) 施設 汚水を排除するために設けられる排水管その他の排水施設及びこれに接続して汚水を処理するために設けられる施設で企業局が管理するものをいう。
- (3) 排水設備 汚水を施設に流入させるために必要な排水管その他の排水施設で使用者が管理するものをいう。
- (4) 除害施設 施設の維持管理に支障を来すおそれのある汚水を排除するために必要な施設をいう。
- (5) 使用者 汚水を施設に排出してこれを使用する者をいう。

## (排水設備の設置義務)

第4条 使用者及び処理区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、排水設備を設置し、し尿等を排水施設に排出するときは、水洗によってこれを行わなければならない。

## (排水設備の計画の確認)

第5条 排水設備の新設、改造、修理又は撤去(以下「排水設備の新設等」という。)を行おうとする者は、あらかじめ企業管理者の定めるところにより企業管理者に申請し、その確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更にあっては、この限りでない。

## (除害施設の設置)

第6条 企業管理者は、管理上必要があるときは、使用者に除害施設の設置を命ずることができる。

## (排水設備の工事の施行)

第7条 排水設備の新設等の工事は、企業管理者が指定した排水設備事業者に施行させなければならない。ただし、災害その他非常の場合において、企業管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認

めるときは、この限りでない。

(排水設備工事の検査)

第8条 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、速やかに企業管理者に届け出て、検査を受けなければならない。

2 企業管理者は、前項の届出があった場合は、排水設備工事責任技術者の立会いのもとに工事の検査を行うものとする。

3 排水設備の新設等を行った者は、前項の検査の結果、改修を指示された場合は、速やかに処置し、再検査を受けなければならない。

(工事費の負担)

第9条 排水設備の新設等に要する費用は、その全部を使用者が負担しなければならない。

(無断接続に対する措置)

第10条 企業管理者は、無断で排水設備を施設に接続した者に対し直ちに排水設備の撤去、改修又は使用停止を命ずることができる。

(使用開始等の届出)

第11条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、企業管理者が定めるところにより、遅滞なく、その旨を企業管理者に届け出なければならない。

(1) 施設の使用を開始し、又は再開するとき。

(2) 施設の使用を休止し、又は廃止するとき。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、企業管理者が定めるところにより、遅滞なく、その旨を企業管理者に届け出なければならない。

(1) 使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 排水設備の所有者に変更があったとき。

(所有権の移転)

第12条 前条第2項第2号の届出があったときは、排水設備の所有権を移転したものと認め、工事費その他排水に関する前所有者の一切の権利義務を引き継いだものとみなす。

(使用者の管理上の責任)

第13条 使用者は、汚水に粗大物が混入しないよう善良な管理と注意をもって排水設備を管理し、異常があるときは直ちに企業管理者に届け出なければならない。

- 2 前項の場合において、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は使用者の負担とする。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、使用者の責任とする。  
(使用料の徴収)

第14条 企業管理者は、使用者から使用料を徴収する。

- 2 使用料は、月の中途において施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合においても、これを徴収する。
- 3 使用者が第11条の届出をしないで施設を使用した場合は、使用開始の日に遡って使用料を徴収する。

(使用料)

第15条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2の定めるところにより算定した金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(汚水排出量の認定)

第16条 使用者が排除した汚水量の認定は、次に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。
  - (2) 水道水以外の水を使用した場合はその使用水量とし、使用水量は使用者の使用態様を勘案して企業管理者が認定する。
- 2 企業管理者は、前項第2号の規定による認定をするため必要があると認めたときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。
  - 3 使用者は、善良なる管理者の注意をもって前項の装置を管理し、使用者の責めに帰すべき事由によりその装置を亡失し、又は損傷したときは、市にその損害を賠償しなければならない。

(使用料の算定方法)

第17条 使用料の算定は、飯塚市水道事業給水条例(平成18年飯塚市条例第210号)第24条の水道料金算定の例による。

(使用料の徴収方法)

第18条 使用料の徴収方法は、飯塚市水道事業給水条例第30条の水道料金の徴収方法の例による。

(資料の提出)

第19条 企業管理者は、使用料を算出するために使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の減免)

第20条 企業管理者は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(督促)

第21条 企業管理者は、使用料を納期限までに納付しない者があるときは、納期後20日以内に督促状に納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

(手数料)

第22条 企業管理者は、別表第3の区分により手数料を徴収する。

2 前項の手数料は、還付しない。

(排水設備の切離し)

第23条 企業管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で施設の管理上必要があると認めたときは、排水設備を切り離すことができる。

- (1) 使用者の所在が不明で排水設備の使用がないとき。
- (2) 排水設備が使用停止の状態にあって将来とも使用の見込みがないとき。

(公共ます及び取付管の新設)

第24条 使用者は、特別の理由により公共ます及び取付管の新設を必要とする場合は、企業管理者にその旨を申し出なければならない。

2 前項の規定により公共ます及び取付管を新設した場合、企業管理者は使用者にその費用の全部又は一部を負担させることができる。

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理者が定める。

(過料)

第26条 次に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した者
- (2) 第5条の規定による確認を受けないで排水設備の新設等の工事を実施した者
- (3) 第6条の規定による命令に違反した者
- (4) 第7条の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者

- (5) 排水設備の新設等を行って第8条第1項の規定による届出を行わなかった者
- (6) 第11条の規定による届出を怠った者
- (7) 第19条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (8) 第5条の規定による申請書又は書類、第11条又は第19条の規定による届出書又は資料で不実の記載のあるものを提出した申請者又は届出者

第27条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者及びその法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例(令和7年飯塚市条例第45号)第1条の規定による改正前の飯塚市汚水処理施設条例(平成18年飯塚市条例第158号。次項及び第4項において「旧飯塚市汚水処理施設条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までの使用に係る旧飯塚市汚水処理施設条例の規定による使用料については、なお旧飯塚市汚水処理施設条例の例による。

4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお旧飯塚市汚水処理施設条例の例による。

#### 別表第1(第2条関係)

名称	位置	処理区域
うぐいす台団地汚水処理施設	飯塚市大分1510番地	大分駅前団地 うぐいす台団地 その他大分の一部

#### 別表第2(第15条関係)

区分	基本料金	使用料
し尿及び生活雑排水	月額1,000円	水道使用水量1m <sup>3</sup> 当たり 月額110円 (1m <sup>3</sup> 未満は全て切上げ)

別表第3(第22条関係)

	種別	単位	金額
1	排水設備計画確認申請手数料	1件につき	1,000円
2	排水設備工事完了検査手数料	1件につき	1,000円
3	公簿、公文書、図面の閲覧	1件につき	300円
4	公簿、公文書、図面の写し(日本産業規格A4枚につき 列3番)	1枚につき	300円
5	諸証明手数料	1通につき	300円

専決処分の承認(飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について議決を経なければならないが、議会が議決しなかつたため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかつたため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を制定し、ここに公布する。

令和7年12月24日

飯塚市長 武井政一

飯塚市条例第45号

飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

(飯塚市汚水処理施設条例の一部改正)

第1条 飯塚市汚水処理施設条例(平成18年飯塚市条例第158号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																					
飯塚市穎田中央東団地汚水処理施設条例 (設置) 第1条 穎田中央東団地地区における生活環境の整備及び水質保全を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、汚水処理施設を設置する。	飯塚市汚水処理施設条例 (設置) 第1条 <u>うぐいす台団地周辺及び穎田中央東団地地区における生活環境の整備及び水質保全を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、汚水処理施設を設置する。</u>																					
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)																					
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>処理区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>穎田中央東団地汚水処理施設</td><td>飯塚市鹿毛馬1667番地 13</td><td>穎田中央東団地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	処理区域	穎田中央東団地汚水処理施設	飯塚市鹿毛馬1667番地 13	穎田中央東団地	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>処理区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>うぐいす台団地汚水処理施設</td><td>飯塚市大分1510番地</td><td>大分駅前団地</td></tr><tr><td></td><td></td><td>うぐいす台団地</td></tr><tr><td></td><td></td><td>その他大分の一部</td></tr><tr><td>穎田中央東団地汚水処理施設</td><td>飯塚市鹿毛馬1667番地 13</td><td>穎田中央東団地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	処理区域	うぐいす台団地汚水処理施設	飯塚市大分1510番地	大分駅前団地			うぐいす台団地			その他大分の一部	穎田中央東団地汚水処理施設	飯塚市鹿毛馬1667番地 13	穎田中央東団地
名称	位置	処理区域																				
穎田中央東団地汚水処理施設	飯塚市鹿毛馬1667番地 13	穎田中央東団地																				
名称	位置	処理区域																				
うぐいす台団地汚水処理施設	飯塚市大分1510番地	大分駅前団地																				
		うぐいす台団地																				
		その他大分の一部																				
穎田中央東団地汚水処理施設	飯塚市鹿毛馬1667番地 13	穎田中央東団地																				
別表第2(第14条関係)	別表第2(第14条関係)																					
	1 <u>うぐいす台団地汚水処理施設使用料</u>																					
	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>基本料金</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>し尿及び生活雑排</td><td>月額1,000円</td><td>水道使用料1m<sup>3</sup>当たり 月額</td></tr></tbody></table>	区分	基本料金	使用料	し尿及び生活雑排	月額1,000円	水道使用料1m <sup>3</sup> 当たり 月額															
区分	基本料金	使用料																				
し尿及び生活雑排	月額1,000円	水道使用料1m <sup>3</sup> 当たり 月額																				

水		110円 (1m <sup>3</sup> 未満はすべて切上げ)
2 頤田中央東団地汚水処理施設使用料		
区分	基本料金	使用料

し尿及び生活雑排水	月額1,000円	<u>水道使用水量</u> 1m <sup>3</sup> 当たり 月額150円 (1m <sup>3</sup> 未満はすべて切上げ)
-----------	----------	--

区分	基本料金	使用料
し尿及び生活雑排水	月額1,000円	<u>水道使用料</u> 1m <sup>3</sup> 当たり 月額150円 (1m <sup>3</sup> 未満はすべて切上げ)

(飯塚市特別会計設置条例の一部改正)

第2条 飯塚市特別会計設置条例(平成18年飯塚市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、設置する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>飯塚市汚水処理事業特別会計 汚水処理事業</u></p>

(飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 飯塚市公営企業の設置等に関する条例(平成28年飯塚市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水及び工業用水を市民に供給し公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、並びに市民の健康保持に必要な医療を提供するため、本市に次の事業を設置する。

(1)・(2) (略)

(3) 下水道事業 （公共下水道事業及びうぐいす台団地汚水処理事業をいう。以下同じ。）

(4) (略)

(経営の基本)

第3条 (略)

2 (略)

3 下水道事業の経営規模は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道事業の予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大処理能力は、飯塚市公共下水道事業計画及び筑豊広域都市計画下水道事業の定めるところによる。

(2) うぐいす台団地汚水処理事業の計画区域は、飯塚市うぐいす台団地汚水処理事業条例(令和7年飯塚市条例第 号)別表第

(事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水及び工業用水を市民に供給し公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、並びに市民の健康保持に必要な医療を提供するため、本市に次の事業を設置する。

(1)・(2) (略)

(3) 下水道事業

(4) (略)

(経営の基本)

第3条 (略)

2 (略)

3 下水道事業の予定処理区域、計画処理人口及び計画1日最大処理能力は、飯塚市公共下水道事業計画及び筑豊広域都市計画下水道事業の定めるところによる。

1に掲げる処理区域とし、計画処理人口は3,000人とする。

4 (略)

4 (略)

(飯塚市公営企業の利益の処分に関する条例の一部改正)

第4条 飯塚市公営企業の利益の処分に関する条例(平成24年飯塚市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第32条第2項の規定に基づき、毎事業年度飯塚市水道事業、工業用水道事業、下水道事業<u>（公共下水道事業及びうぐいす台団地汚水処理事業をいう。）</u>及び病院事業(以下「各事業」という。)において生じた利益の処分について必要な事項を定めることにより、各事業の健全な運営に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第32条第2項の規定に基づき、毎事業年度飯塚市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び病院事業(以下「各事業」という。)において生じた利益の処分について必要な事項を定めることにより、各事業の健全な運営に寄与することを目的とする。</p>

(飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第5条 飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関等	附属機関の名称	担任する事務	附属機関の属する執行機関等	附属機関の名称	担任する事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	飯塚市上下水道事業経営審議会	水道事業、下水道事業(公共下水道事業及びうぐいす台団地汚水処理事業をいう。)及び工業用水道事業の方向性、経営の在り方等を総合的に審議すること。		飯塚市上下水道事業経営審議会	水道事業、下水道事業及び工業用水道事業の方向性、経営の在り方等を総合的に審議すること。
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)
企業管理者	(略)	(略)	企業管理者	(略)	(略)

(飯塚市汚水処理施設整備基金条例の廃止)

第6条 飯塚市汚水処理施設整備基金条例(平成18年飯塚市条例第78号)は、廃止する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定は令和8年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日に、飯塚市汚水処理施設整備基金条例の規定により設置された基金に属していた現金等(これから生ずる収益を含む。)は、一部施行日において、その全部を飯塚市汚水処理事

業特別会計に繰り入れる方法により処分するものとする。

専決処分の承認(財産の譲渡(太郎丸二区集会所建物))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、財産の譲渡について議決を経なければならないが、議会が議決しなかったため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかったため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

財産の譲渡(太郎丸二区集会所建物)

次の財産を無償で譲渡するものとする。

1 譲渡する財産 太郎丸二区集会所建物

所在地 飯塚市太郎丸978番地1

構 造 鉄骨造かわらぶき平家建

床面積 198.86平方メートル

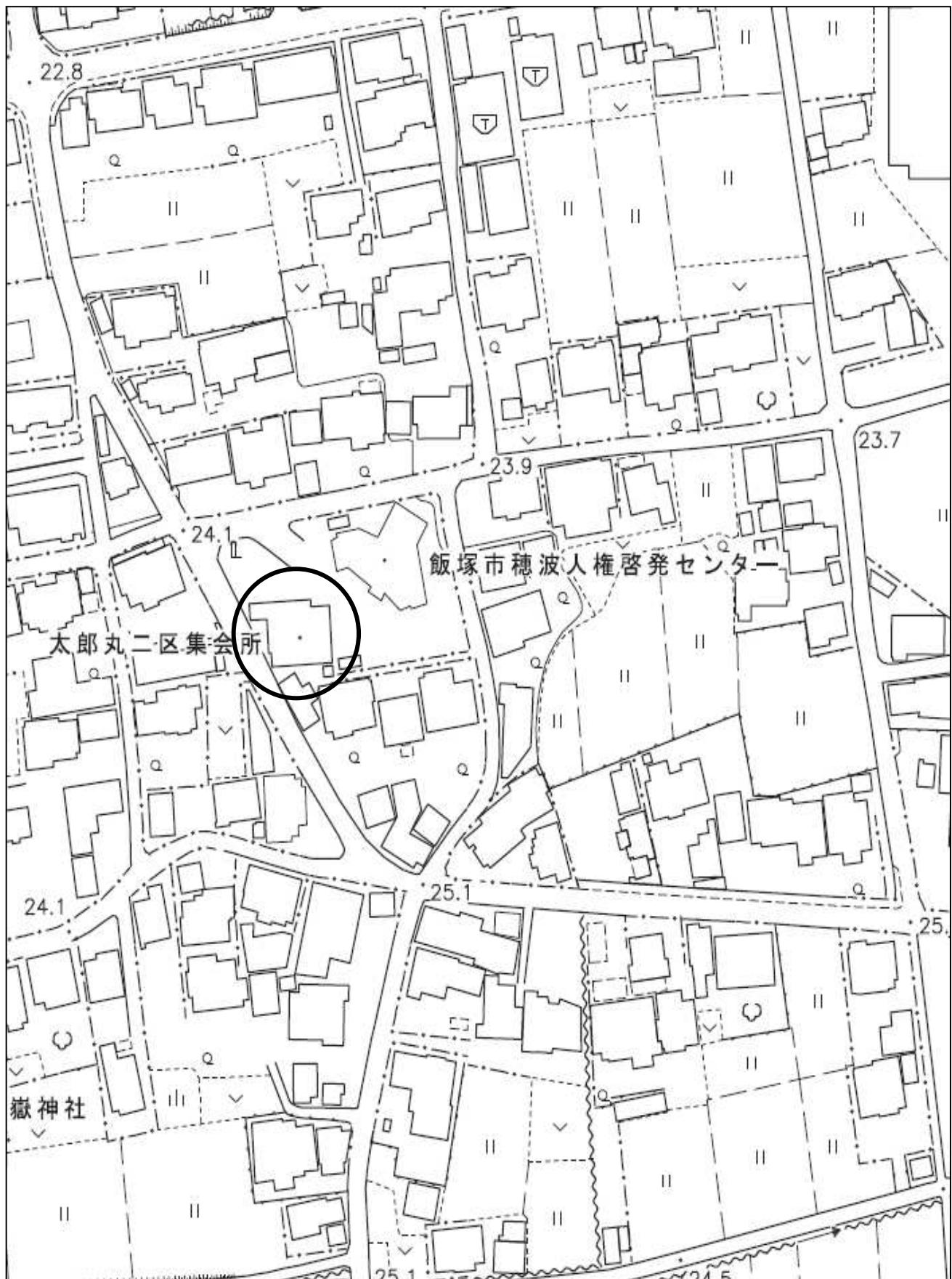
2 譲渡の相手方

住 所 飯塚市太郎丸848番地3

法人名 太郎丸二区自治会(認可地縁団体)

代表者 山根 仁

位置図（太郎丸二区集会所建物）

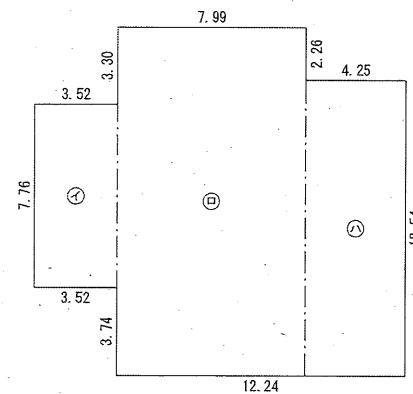


建物図面  
各階平面図

各階平面図

家屋番号	978番1
------	-------

建物の所在 飯塚市太郎丸字溝添978番地1・974番地3・974番地4・977番地1

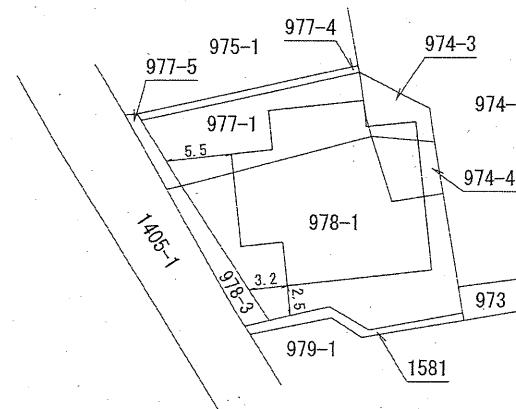


求積表

①	3.52 × 7.76 =	27.3152
②	7.99 × 14.80 =	118.2520
	4.25 × 12.54 =	53.2950

計 198.8622

床面積 198.86 m<sup>2</sup>



専決処分の承認(財産の無償貸付け(ふれあい広場))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、財産の無償貸付けについて議決を経なければならないが、議会が議決しなかったため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかったため、次のとおり専決処分する。

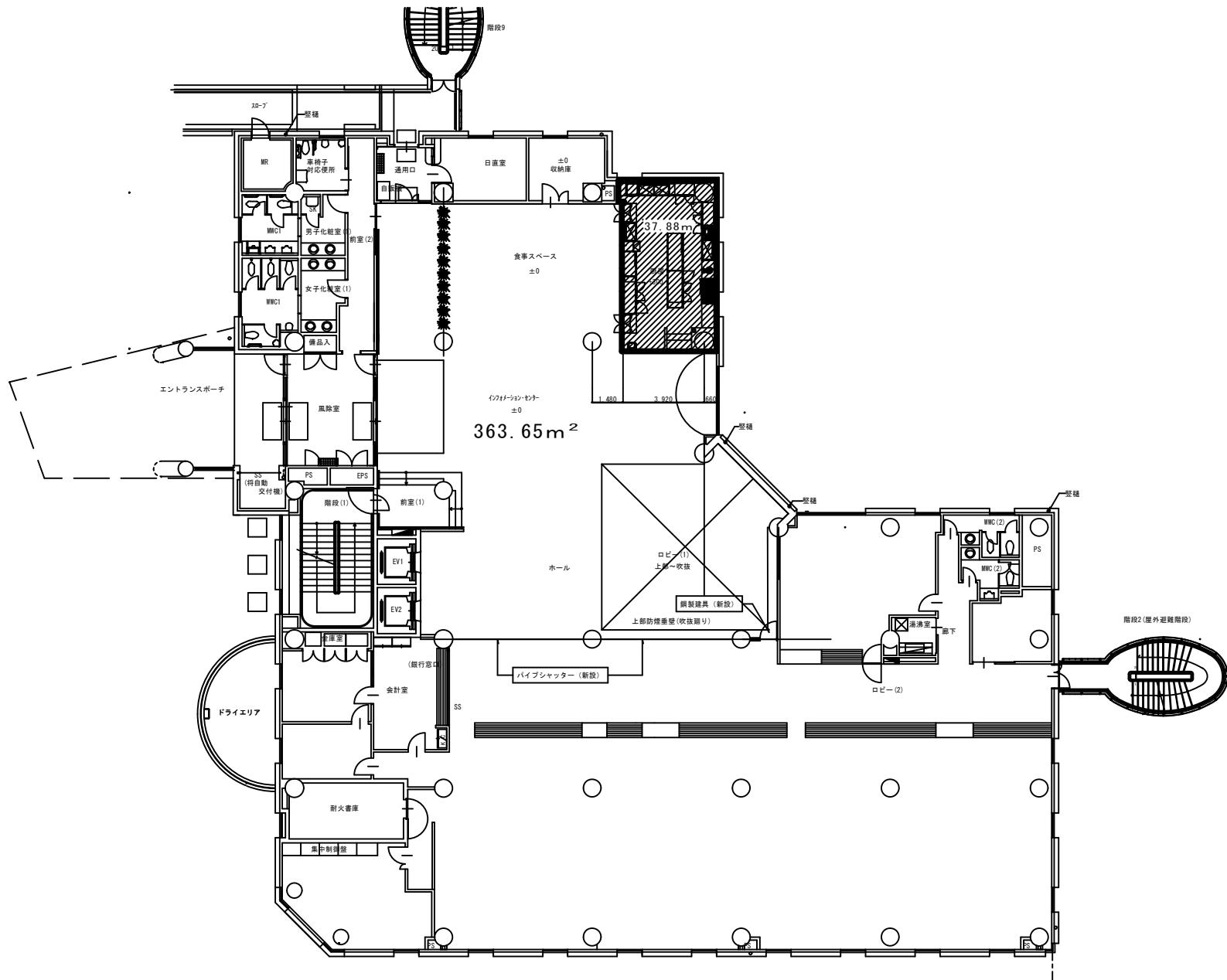
令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

財産の無償貸付け(ふれあい広場)

次の建物を無償貸付けするものとする。

- |          |   |
|----------|---|
| 1 所在地    | 飯塚市長尾1242番地1                            |
| 2 建物の名称  | 筑穂ふれあい交流センター(飯塚市筑穂支所庁舎1階)               |
| 3 貸付面積   | 37.88平方メートル                             |
| 4 貸付期間   | 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで                  |
| 5 契約の相手方 | 飯塚市長尾1340番地<br>筑穂地区まちづくり協議会<br>会長 芳野 博昭 |



専決処分の承認(土地の処分(飯塚市鯰田字黒岩))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定により、土地の処分について議決を経なければならないが、議会が議決しなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかつたため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

土地の処分(飯塚市鯰田字黒岩)

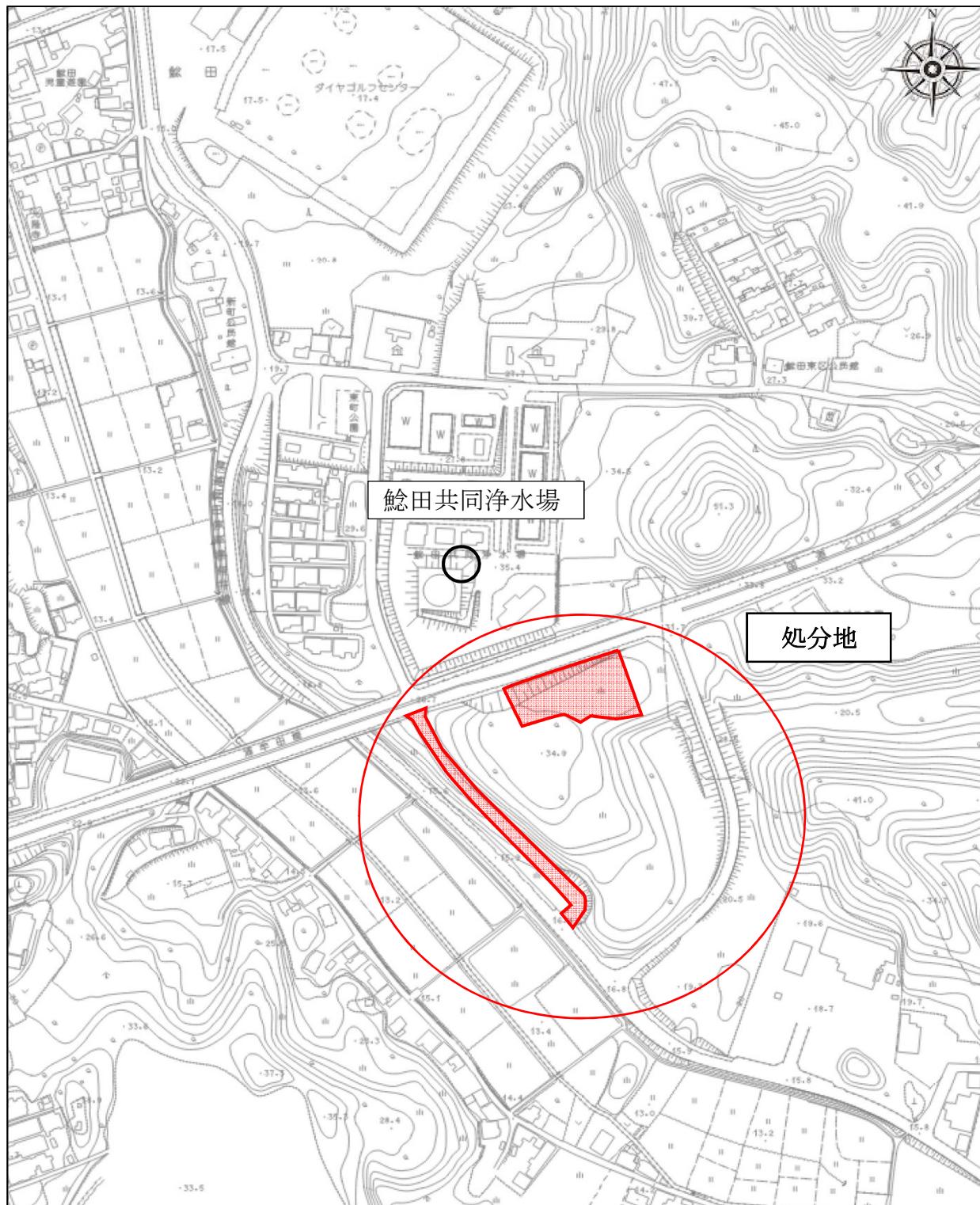
次の普通財産を処分するものとする。

- |          |  |
|----------|--|
| 1 所在地    | 飯塚市鯰田字黒岩512番1外8筆   |
| 2 地 目    | 山林外  |
| 3 処分面積   | 5, 301. 16平方メートル   |
| 4 処分価格   | 36, 717, 000円  |
| 5 契約の相手方 | 東京都港区海岸一丁目7番1号<br>東京ポートシティ竹芝オフィスタワー10階<br>山口重工業株式会社<br>代表取締役 山口 豊和 |

処分する財産の明細表

所 在	地 目	地 積(m <sup>2</sup> )
飯塚市鯰田字黒岩 512 番 1	山林	3, 306. 84
飯塚市鯰田字堤田 371 番 8	用悪水路	113. 78
飯塚市鯰田字堤田 405 番 57	公衆用道路	1, 415. 24
飯塚市鯰田字堤田 406 番 10	用悪水路	4. 22
飯塚市鯰田字堤田 408 番 4	公衆用道路	125. 47
飯塚市鯰田字堤田 409 番 4	公衆用道路	53. 36
飯塚市鯰田字堤田 415 番 5	公衆用道路	35. 59
飯塚市鯰田字黒岩 508 番 150	公衆用道路	195. 95
飯塚市鯰田 2776 番 2	公衆用道路	50. 71
合 計		5, 301. 16

位置図



専決処分の承認(土地の処分(栗尾工業団地南側))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例(平成18年飯塚市条例第57号)第2条の規定により、土地の処分について議決を経なければならないが、議会が議決しなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかつたため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

土地の処分(栗尾工業団地南側)

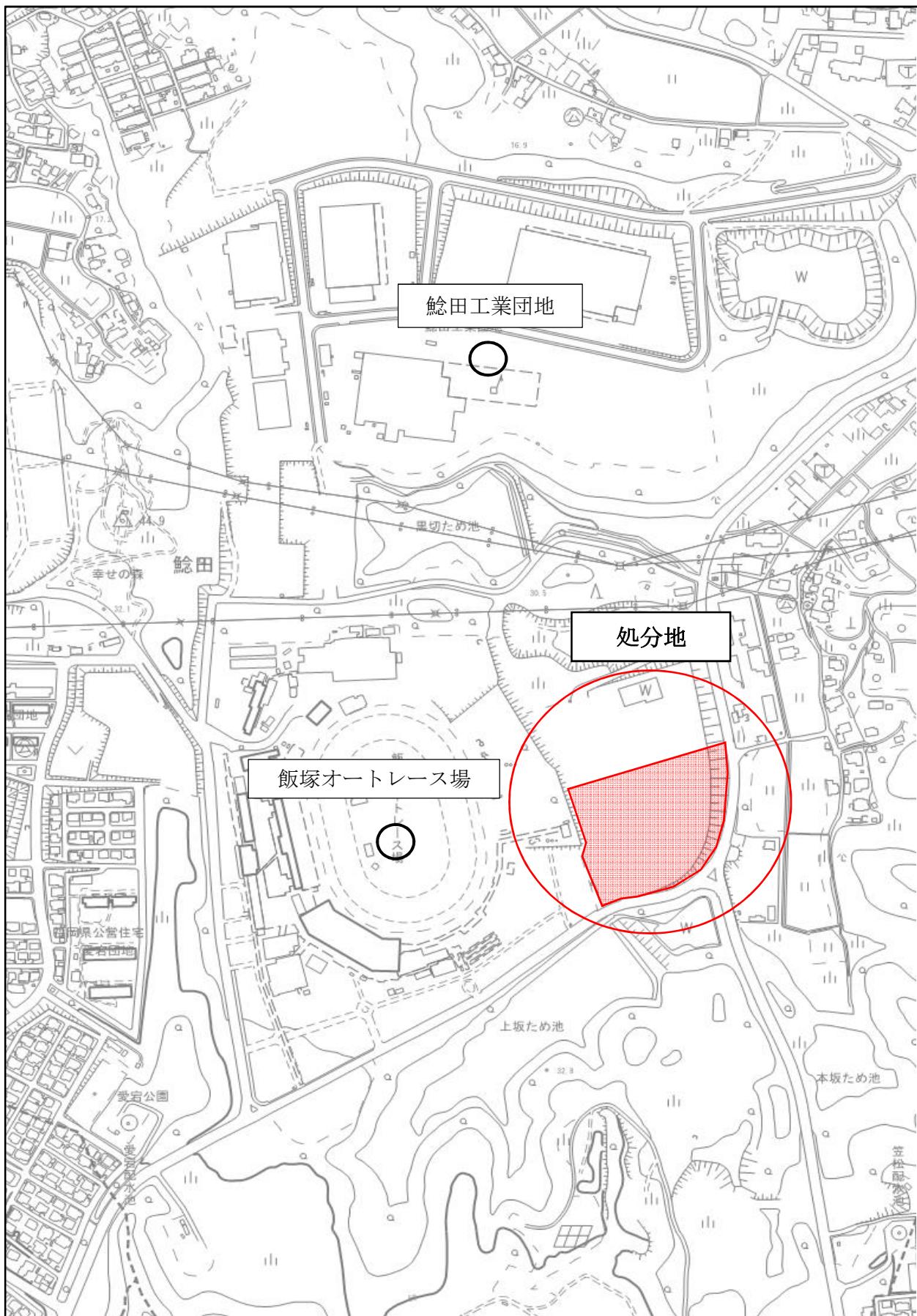
次の普通財産を処分するものとする。

- |          |  |
|----------|--|
| 1 所在地    | 飯塚市鰐田字黒切113番1                            |
| 2 地 目    | 山林                                       |
| 3 処分面積   | 24,398.12平方メートル                          |
| 4 処分価格   | 495,325,000円                             |
| 5 契約の相手方 | 福岡県飯塚市伊川1115番地<br>一番食品株式会社<br>代表取締役 有吉 崇 |

処分する財産の明細表

所 在	地 目	地 積(m <sup>2</sup> )
飯塚市鯰田字黒切113番1	山林	24,398.12
合 計		24,398.12

位置図



専決処分の承認(指定管理者の指定(飯塚市健康の森公園体育施設))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議決を経なければならないが、議会が議決しなかつたため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかつたため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

指定管理者の指定(飯塚市健康の森公園体育施設)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

- (1) 飯塚市健康の森公園市民プール
- (2) 飯塚市健康の森公園多目的施設
- (3) 飯塚市健康の森公園多目的広場

2 指定管理者となる団体

福岡県飯塚市鯰田1560番地5

一般社団法人 飯塚市スポーツ協会

代表理事 福田 良人

3 指定管理者に管理を行わせようとする期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

## 指定管理者指定議案資料

### 1 施設の概要

#### (1) 施設名称及び所在地

名 称	所在地
飯塚市健康の森公園市民プール	飯塚市吉北118番地11
飯塚市健康の森公園多目的施設	飯塚市吉北120番地6
飯塚市健康の森公園多目的広場	飯塚市吉北120番地9

#### (2) 開設時期及び規模構造

名称	飯塚市健康の森公園市民プール
開 設 年	平成15年
敷地面積	22, 342m <sup>2</sup> (市民プールと多目的施設の合計)
建物面積	3, 133m <sup>2</sup>
構 造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)平屋建
施設内容	<p>屋内温水プール            25mプール8コース 水深120～130cm            子ども用プール 水深30cm            ジャグジーバス(5人用)            サウナ(男女各1室)            屋外レジャープール            流水プール 長さ160m×幅7m 水深100cm            子ども用プール 水深30～50cm            ウォータースライダー 高さ8.75m×長さ71.9m</p>
名称	飯塚市健康の森公園多目的施設
開 設 年	平成21年
敷地面積	22, 342m <sup>2</sup> (市民プールと多目的施設の合計)
建物面積	471.46m <sup>2</sup> (1F)、499.26m <sup>2</sup> (2F)
構 造	鉄骨造2階建
施設内容	<p>1階 多目的室(会議室)            2階 トレーニング室            エアロビクススタジオルーム</p>

名称	飯塚市健康の森公園多目的広場
開設年	平成15年
敷地面積	39,999m <sup>2</sup>
運動面積	8,970m <sup>2</sup>
施設内容	天然芝グラウンド

(3) 業務内容

ア 施設の運営に関する業務

- (ア) 施設の衛生管理に関すること
- (イ) 施設の管理運営に関すること

イ 施設及び設備の維持管理に関する業務

- (ア) 施設及び設備の保守管理に関すること
- (イ) 施設の補修・修繕や部品交換に関すること
- (ウ) 備品の維持管理に関すること
- (エ) 衛生管理に関すること
- (オ) 駐車場の維持管理に関すること
- (カ) その他施設の維持管理に関すること

ウ 電気主任技術者の選任及び届出等に関すること

エ 施設の利用に関する業務

- (ア) 施設の利用受付業務に関すること
- (イ) 施設の利用許可・取消し、原状回復命令その他利用許可に関すること
- (ウ) 監視に関すること
- (エ) プールの運動指導に関すること
- (オ) トレーニングの運動指導に関すること
- (カ) 利用料金の減免、還付、その他利用料金の徴収に関すること
- (キ) 利用統計、会計など管理運営に関すること
- (ク) その他施設の利用に関すること

オ 水質管理に関すること

カ トレーニングマシーンの管理に関すること

キ 水泳教室及び健康体操教室に関すること

ク 業務の報告に関すること

ケ 自主事業に関すること

コ スポーツ大会、市民交流事業等開催に関すること

## サ その他の業務

- (ア) 市への業務報告
- (イ) 各種業務に関する記録及び報告書の作成、受領文書等の管理・保存
- (ウ) 指定管理期間終了時の事務引継ぎ

## 2 指定管理者となる団体の概要

(1) 設立年月日 平成31年4月1日

(2) 主な提案業務内容及び事業計画

### ア 多様な主体が参画できるスポーツの機会の創出

- (ア) 地域住民の健康づくり、コミュニケーションづくりの拠点となる
- (イ) 市民だれもが健康で幸せに暮らすことのできるまちづくりに貢献する
- (ウ) 地域スポーツの振興に貢献する

### イ スポーツを通じた共生社会の実現

- (ア) 幼児から高齢者、初心者から上級者に対応した多様な運動プログラムを提供する
- (イ) 利用者のニーズに対応した運動プログラムやサービスの提供をする
- (ウ) 全世代、障がい者にも配慮したサービス環境を整える

### ウ 住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供

- (ア) 安心・安全のため、計画的な施設管理を徹底する
- (イ) 施設内の清掃及び保守点検を徹底し、清潔で安全な施設を創出する
- (ウ) 一部の団体等に偏らない公平で平等な運営を徹底する

## 3 公募及び選定の概要

(1) 公募・非公募の別

非公募

(2) 非公募により選定を行った理由

特色の異なる施設を効率的かつ効果的に運営していくためには、施設目的に沿った運営を行わなければならず、地域関係団体と連携を図りながら当該施設を通して交流の促進や市内外からの人の流れを生み出すことできる事業者である必要があり、以上を踏まえると、様々な競技専門部を束ね、地域に根ざした団体である一般社団法人飯塚市スポーツ協会以外は運営が困難であることから、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等

に関する条例(平成18年飯塚市条例第13号)第2条ただし書の規定に基づき、  
非公募としたもの。

4 募集時点での指定管理料上限額(単年度)

87,017千円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 選定評価結果(700点満点)

団体名	評価点
一般社団法人 飯塚市スポーツ協会	510点

選 定 評 價 書

選定基準	審査項目		配点	一般社団法人 飯塚市スポーツ協会
	利用者の平等な利用の確保	(1) 利用者の平等な利用の確保が図られているか		
	個人情報保護対策	(2) 秘密保持、個人情報保護についての措置が十分とられているか	70	52
(1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと				
(2) 事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること	施設の設置目的の理解	(3) 施設の設置目的の理解がなされているか	70	54
	管理運営理念・方針	(4) 施設の性格や設置目的を踏まえた管理運営に対する理念や基本の方針が示されているか		
(3) 指定管理施設の効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること	事業計画、方針	(5) 事業運営に対する熱意や意欲があるか		
		(6) 施設の利用促進への具体的提案がなされているか		
		(7) サービス向上が見込める提案がなされているか		
		(8) 施設の効用を発揮できる効果的な提案であるか		
		(9) モニタリングに対する考え方は適切であるか		
	事業収支計画		350	243

	(10) 収支計画が適正で施設の管理運営に 係る経費の縮減が図られているか		
	(11) 見積額		
地域との連携、社会貢献	(12) 地元人材の雇用や障がい者、高齢者の 雇用への取組に十分な配慮がなされている か		
	(13) ワークライフバランスの充実や男女 共同参画の推進に向けた取組はなされてい るか		
	(14) 再委託や物品調達などについて市内 の企業等の積極的な活用に充分な配慮がな されているか		
(4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を 有していること			
業務実績	(15) 同種・同類の業務実績があるか		
実施体制	(16) 団体の運営体制の安定性・継続性は確 保できるか		
	(17) 有資格者を含めて人的配置は十分で あるか	210	161
	(18) 危機管理体制、安全対策は十分である か		
	(19) 指定管理者の帰責事由による損害賠 償等のリスクに対応できるか		
経営基盤	(20) 経営基盤（安定性・信頼性・透明性・ 公平性）は十分であるか		
合 計		700	510
得 点 率 ( 合 計 / 満 点 )			72.85%

専決処分の承認(指定管理者の指定(街なか子育てひろば))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議決を経なければならないが、議会が議決しなかつたため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第29号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかつたため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

指定管理者の指定(街なか子育てひろば)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

街なか子育てひろば

2 指定管理者となる団体

福岡県福岡市中央区大名二丁目8番22号 天神偕成ビル3階

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 九州・沖縄支店

支店長 織田 渉

3 指定管理者に管理を行わせようとする期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

## 指定管理者指定議案資料

### 1 施設の概要

- (1) 施設名称 街なか子育てひろば  
(2) 所在地 飯塚市本町11番10号  
(3) 開設時期 平成28年  
(4) 規模構造 構造 鉄筋コンクリート造2階建て  
敷地面積 726 m<sup>2</sup>  
建築面積 1階528.31 m<sup>2</sup> 2階547.01 m<sup>2</sup> PH階24.34 m<sup>2</sup>  
施設内容 プレイルーム、親子サロン(食事スペース)、授乳室、相談室、  
その他の付属施設(駐車場(約12台))、エレベーター

### (5) 業務内容

#### ア 事業に関する業務

- (ア) 遊びの広場に関する業務  
(イ) 育児相談に関する業務  
(ウ) 育児講座に関する業務  
(エ) 出前講座に関する業務  
(オ) 地域活動支援に関する業務  
(カ) 地域子育て支援拠点事業に関する業務  
(キ) 利用者支援事業に関する業務  
(ク) 広報等に関する業務

#### イ 施設の運営に関する業務

- (ア) 利用者へのサービスに関する業務  
(イ) 駐車場に関する業務

#### ウ 施設の管理に関する業務

- (ア) 建築物の保守管理業務  
(イ) 設備の保守管理業務

#### エ その他の業務

- (ア) 指定期間終了時の事務引継ぎほか

### 2 指定管理者となる団体の概要

- (1) 設立年月日 昭和61年11月1日  
(2) 主な提案業務内容及び事業計画

- ア 施設の適切な管理運営
  - (ア) 有資格者を含む職員配置
  - (イ) 職員研修の実施
  - (ウ) 専門業者による施設の点検

- イ 育児支援の方策
  - (ア) 健全な遊びの場、交流の場作り
  - (イ) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
  - (ウ) 臨床心理士等の専門家による育児相談の実施

- ウ 利用促進の方策
  - (ア) 施設広報誌の発行による情報発信
  - (イ) SNSの活用による事業予約状況の確認及び事業実施状況の配信
  - (ウ) 事業実施を通した経済的支援

- エ 地域貢献の方策
  - (ア) 地元人材の雇用
  - (イ) 地元業者の活用と地元企業からの物品調達
  - (ウ) 各子育て支援センターとの連携

### 3 公募及び選定の概要

#### (1) 公募・非公募の別

公募

#### (2) 地域要件設定の有無

地域要件未設定

#### (3) 応募団体数

1団体

### 4 募集時点での指定管理料上限額(単年度)

28,556千円

### 5 選定評価結果(700点満点)

団体名	評価点
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 九州・沖縄支店	571点

選 定 評 價 書

選定基準	審査項目		配点	シダック ス大新東 ヒューマンサービ ス株式会社 九州・沖縄 支店
	利用者 の平等 な利用 の確保	(1) 利用者 の平等な利 用の確保が 図られて いるか		
(1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと	個人情報保護 対策	(2) 秘密保持、個人情報保護についての措置が十分とられているか	70	60
(2) 事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること	施設の設置目的 の理解	(3) 施設の設置目的の理解がなされているか	70	61
(3) 指定管理施設の効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること	事業計画、方針	(4) 施設の性格や設置目的を踏まえた管理運営に対する理念や基本の方針が示されているか		
		(5) 事業運営に対する熱意や意欲があるか		
		(6) 施設の利用促進への具体的提案がなされているか		
		(7) サービス向上が見込める提案がなされているか		
		(8) 施設の効用を発揮できる効果的な提案であるか	350	266

	(9) モニタリングに対する考え方は適切であるか		
事業収支計画	(10) 収支計画が適正で施設の管理運営に係る経費の縮減が図られているか (11) 見積額		
地域との連携、社会貢献	(12) 地元人材の雇用や障がい者、高齢者の雇用への取組に十分な配慮がなされているか (13) ワークライフバランスの充実や男女共同参画の推進に向けた取組はなされているか (14) 再委託や物品調達などについて市内の企業等の積極的な活用に充分な配慮がなされているか		
(4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること			
業務実績	(15) 同種・同類の業務実績があるか		
実施体制	(16) 団体の運営体制の安定性・継続性は確保できるか (17) 有資格者を含めて人的配置は十分であるか (18) 危機管理体制、安全対策は十分であるか (19) 指定管理者の帰責事由による損害賠償等のリスクに対応できるか	210	184
経営基盤	(20) 経営基盤（安定性・信頼性・透明性・公平性）は十分であるか		
合 計		700	571
得 点 率 ( 合 計 / 満 点 )		/	81.57%

専決処分の承認(指定管理者の指定(サン・アビリティーズいいづか))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議決を経なければならないが、議会が議決しなかつたため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかつたため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

指定管理者の指定(サン・アビリティーズいいづか)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

サン・アビリティーズいいづか

2 指定管理者となる団体

福岡県飯塚市枝国355番地7

特定非営利活動法人 いいづか障害児者団体協議会

理事長 吉良 安子

3 指定管理者に管理を行わせようとする期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

## 指定管理者指定議案資料

### 1 施設の概要

- (1) 施設名称 サン・アビリティーズいいづか
- (2) 所在地 飯塚市柏の森956番地4
- (3) 開設時期 昭和58年
- (4) 規模構造 構造 鉄筋コンクリート造1階建  
敷地面積 5,216 m<sup>2</sup>  
建築面積 1,531 m<sup>2</sup>

施設内容 体育館、プール、事務室、研修室1、研修室2、和室、音楽室、多目的室、調理室、障がい者用トイレ、駐車場（一般用、障がい者用、職員用）

#### (5) 業務内容

- ア 施設の利用に関する業務
- イ 施設の維持管理等に関する業務
- ウ 障がい者の教養、文化及びスポーツの振興等に関する業務
- エ 障がい者福祉の増進、社会参加促進に関する業務
- オ 施設の運営会議に関する業務

### 2 指定管理者となる団体の概要

- (1) 設立年月日 平成15年12月2日
- (2) 主な提案業務内容及び事業計画

#### ア サービス向上の方策

接遇や障がい者理解の研修を進め、職員の専門性を高める。事業の実施にあたっては、当事者NPOとして、ボランティア団体や障がい者施設、学校等に呼びかけ、協力して事業に取り組む。

#### イ 利用促進の方策

年4回の刊行誌「サン・アビだより」の発行・配布、公式HPの予約状況確認ページの更新やイベント情報のPR、関連団体や施設との連携による利用の促進や当施設の周知などを行う。

#### ウ 利用者の声の把握及び反映の方策

利用者にとって必要とされるニーズを利用者懇談会や、利用者のアンケート、提案箱、運営会議の提言などを基に把握し、メンテナンスやグレード

アップが必要な物品やサービスについて可能な限り対応し、利便性を向上させる。

エ 地域貢献の方策

障がい者週間におけるイベント会場にて、地場企業のPRや商品・事業の案内等を行い、地場産業への貢献と障がいへの理解促進のきっかけ作りを目指す。

オ 障がい者日常生活文化・教養教室事業

障がい者への華道、書道、調理、絵画等の訓練、指導を行い生活能力の改善と社会参加の促進を図る。

カ スポーツ等に関する事業

さわやかスポーツ大会、ふれあい卓球大会、アーチェリー大会等により、障がい者スポーツの振興と障がい者の体力増強、交流、親睦を図る。

キ ふれあいスクーリング

心身障がい児を対象としたスクーリングを行い、障がい児福祉促進とボランティアの育成に寄与する。

ク ピアカウンセリング事業

精神障がい当事者による相談会

ケ 障がい者相談会、ふれあい会

障がい者や家族の様々な悩み事、相談に応じ、あわせて情報交換や相互の親睦交流を図る。

コ 障がい者週間の取組

障がい者週間の期間中、障がい者の作品展や作業所などの展示販売、「障がいについての講演会」の開催などを行い、障がい者や障がいの問題への啓発活動の一助とする。

サ 福祉講座

障がい者や障がいに関する問題について、相互理解や知識を深める。

シ パソコン教室

障がい者にパソコンの基本的知識を伝え、コミュニケーション能力アップや情報収集の一助とする。

ス スポーツ教室

障がい者一人ひとりに適したスポーツを通じて、健康増進や交流を深める。

### 3 公募及び選定の概要

(1) 公募・非公募の別

公募

(2) 地域要件設定の有無

地域要件未設定

(3) 応募団体数

1団体

4 募集時点での指定管理料上限額(単年度)

27,533千円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 選定評価結果(800点満点)

団体名	評価点
特定非営利活動法人 いいづか障害児者団体協議会	561点

選 定 評 價 書

選定基準	審査項目		配点	特定非営利活動法人 いいづか障害児者団体協議会
(1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと				
利用者の平等な利用の確保	(1) 利用者の平等な利用の確保が図られているか		80	59
個人情報保護対策	(2) 秘密保持、個人情報保護についての措置が十分とられているか			
(2) 事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること				
施設の設置目的的理解	(3) 施設の設置目的の理解がなされているか		80	64
管理運営理念・方針	(4) 施設の性格や設置目的を踏まえた管理運営に対する理念や基本の方針が示されているか			
(3) 指定管理施設の効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること				
事業計画、方針	(5) 事業運営に対する熱意や意欲があるか			
	(6) 施設の利用促進への具体的提案がなされているか			
	(7) サービス向上が見込める提案がなされているか			
	(8) 施設の効用を発揮できる効果的な提案であるか			
	(9) モニタリングに対する考え方は適切であるか			

	事業収支計画		
	(10) 収支計画が適正で施設の管理運営に 係る経費の縮減が図られているか		
	(11) 見積額		
	地域との連携、社会貢献		
	(12) 地元人材の雇用や障がい者、高齢者の 雇用への取組に十分な配慮がなされている か		
	(13) ワークライフバランスの充実や男女 共同参画の推進に向けた取組はなされてい るか		
	(14) 再委託や物品調達などについて市内 の企業等の積極的な活用に充分な配慮がな されているか		
(4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を 有していること			
業務実績	(15) 同種・同類の業務実績があるか		
実施体制	(16) 団体の運営体制の安定性・継続性は 確保できるか	240	169
	(17) 有資格者を含めて人的配置は十分で あるか		
	(18) 危機管理体制、安全対策は十分であ るか		
	(19) 指定管理者の帰責事由による損害賠 償等のリスクに対応できるか		
経営基盤	(20) 経営基盤（安定性・信頼性・透明 性・公平性）は十分であるか		
	合 計	800	561
	得 点 率 ( 合 計 / 満 点 )	/	70.12%

専決処分の承認(指定管理者の指定(飯塚立体駐車場))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議決を経なければならないが、議会が議決しなかつたため、同法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

専決第31号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかつたため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

指定管理者の指定(飯塚立体駐車場)

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

飯塚立体駐車場

2 指定管理者となる団体

福岡市博多区博多駅前四丁目14番1号

太平ビルサービス 株式会社

代表取締役 狩野 伸彌

3 指定管理者に管理を行わせようとする期間

令和8年4月1日～令和12年3月31日

## 指定管理者指定議案資料

### 1 施設の概要

- (1) 施設名称 飯塚立体駐車場
- (2) 所在地 飯塚市飯塚14番7号
- (3) 開設時期 平成4年
- (4) 規模構造 構造 鉄骨造4階建5層駐車場  
敷地面積 2,700 m<sup>2</sup>  
駐車場使用面積 13,123 m<sup>2</sup>  
施設内容 収容台数 436台
- (5) 業務内容  
ア 駐車場の利用に関する業務  
イ 駐車料金の徴収等の事務に関する業務  
ウ 駐車場の維持管理に関する業務  
エ その他の業務

### 2 指定管理者となる団体の概要

- (1) 設立年月日 昭和53年1月4日
- (2) 主な提案業務内容及び事業計画  
ア 適切な施設管理運営  
(ア) 施設の美観保持  
(イ) 各所設備の日常点検・定期点検  
(ウ) 危機管理体制の充実  
(エ) 経費縮減についての考え方や取組  
イ サービス向上の方策  
(ア) 利用者とのコミュニケーション  
(イ) サポート体制  
ウ 利用促進の方策  
(ア) 広報手段、広報活動  
(イ) 地域や教育機関、関係団体との関わり方  
エ 利用者の声の把握及び反映の方策  
(ア) 利用者の意見収集  
(イ) トラブル未然防止に対する取組

オ 地域貢献の方策

- (ア) 高齢者や障がい者等の雇用拡大につながる取組
- (イ) 従業員のワークライフバランスの充実や男女共同参画の推進
- (ウ) 商店街との連携

3 公募及び選定の概要

(1) 公募・非公募の別

公募

(2) 地域要件設定の有無

地域要件未設定

(3) 応募団体数

1団体

4 募集時点での指定管理料上限額(単年度)

14,818千円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 選定評価結果(700点満点)

団体名	評価点
太平ビルサービス 株式会社	530点

選 定 評 價 書

選定基準	審査項目		配点	太平ビル サービス 株式会社
	利用者の平等な利用の確保	個人情報保護対策		
(1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと	(1) 利用者の平等な利用の確保が図られているか		70	55
(2) 事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること	(2) 秘密保持、個人情報保護についての措置が十分とられているか		70	53
(3) 指定管理施設の効用を最大限に發揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること	事業計画、方針	(5) 事業運営に対する熱意や意欲があるか (6) 施設の利用促進への具体的提案がなされているか (7) サービス向上が見込める提案がなされているか (8) 施設の効用を発揮できる効果的な提案であるか (9) モニタリングに対する考え方は適切であるか	350	251
	事業収支計画			

	(10) 収支計画が適正で施設の管理運営に 係る経費の縮減が図られているか		
	(11) 見積額		
地域との連携、社会貢献			
(12) 地元人材の雇用や障がい者、高齢者の 雇用への取組に十分な配慮がなされている か			
(13) ワークライフバランスの充実や男女 共同参画の推進に向けた取組はなされてい るか			
(14) 再委託や物品調達などについて市内 の企業等の積極的な活用に充分な配慮がな されているか			
(4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を 有していること			
業務実績	(15) 同種・同類の業務実績があるか		
実施体制			
(16) 団体の運営体制の安定性・継続性は確 保できるか			
(17) 有資格者を含めて人的配置は十分で あるか			210
(18) 危機管理体制、安全対策は十分である か			171
(19) 指定管理者の帰責事由による損害賠 償等のリスクに対応できるか			
経営基盤	(20) 経営基盤（安定性・信頼性・透明性・ 公平性）は十分であるか		
合 計			700
得 点 率 （ 合 計 / 満 点 ）			530
			75.71%

## 専決処分の承認(市道路線の認定)

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、市道路線の認定について議決を経なければならないが、議会が議決しなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

令和8年1月26日提出

飯塚市長 武井政一

## 専決第32号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会が議決しなかったため、次のとおり専決処分する。

令和7年12月19日専決

飯塚市長 武井政一

## 市道路線の認定

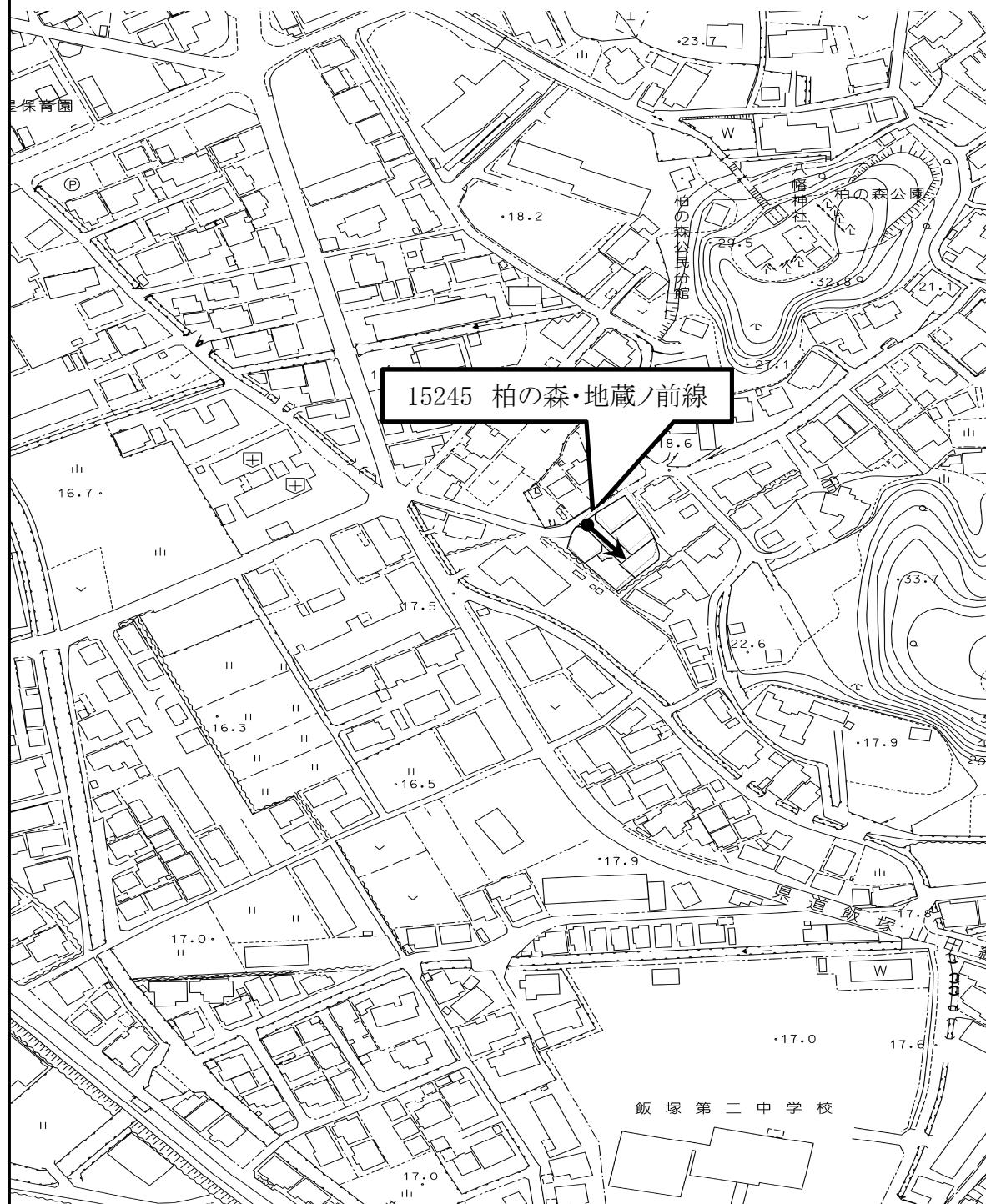
次のとおり市道路線を認定するものとする。

## 市道認定路線明細

一連番号	路線番号	路線名	起点	終点	幅員(m)	延長(m)	図面番号
1	15245	柏の森・地蔵ノ前線	柏の森 509-16 地先	柏の森 509-10 地先	7.2	24.6	No. 1
2	33609	若菜・奈木野3号線	若菜 219-4 地先	若菜 204-6 地先	6.2	34.6	No. 2
3	33610	若菜・奈木野4号線	若菜 204-6 地先	若菜 221-4 地先	6.5	10.0	No. 2
4	43451	綱分・関ノ山5号線	綱分 521-5 地先	綱分 551-10 地先	6.5	61.2	No. 3
				合 計		130.4	

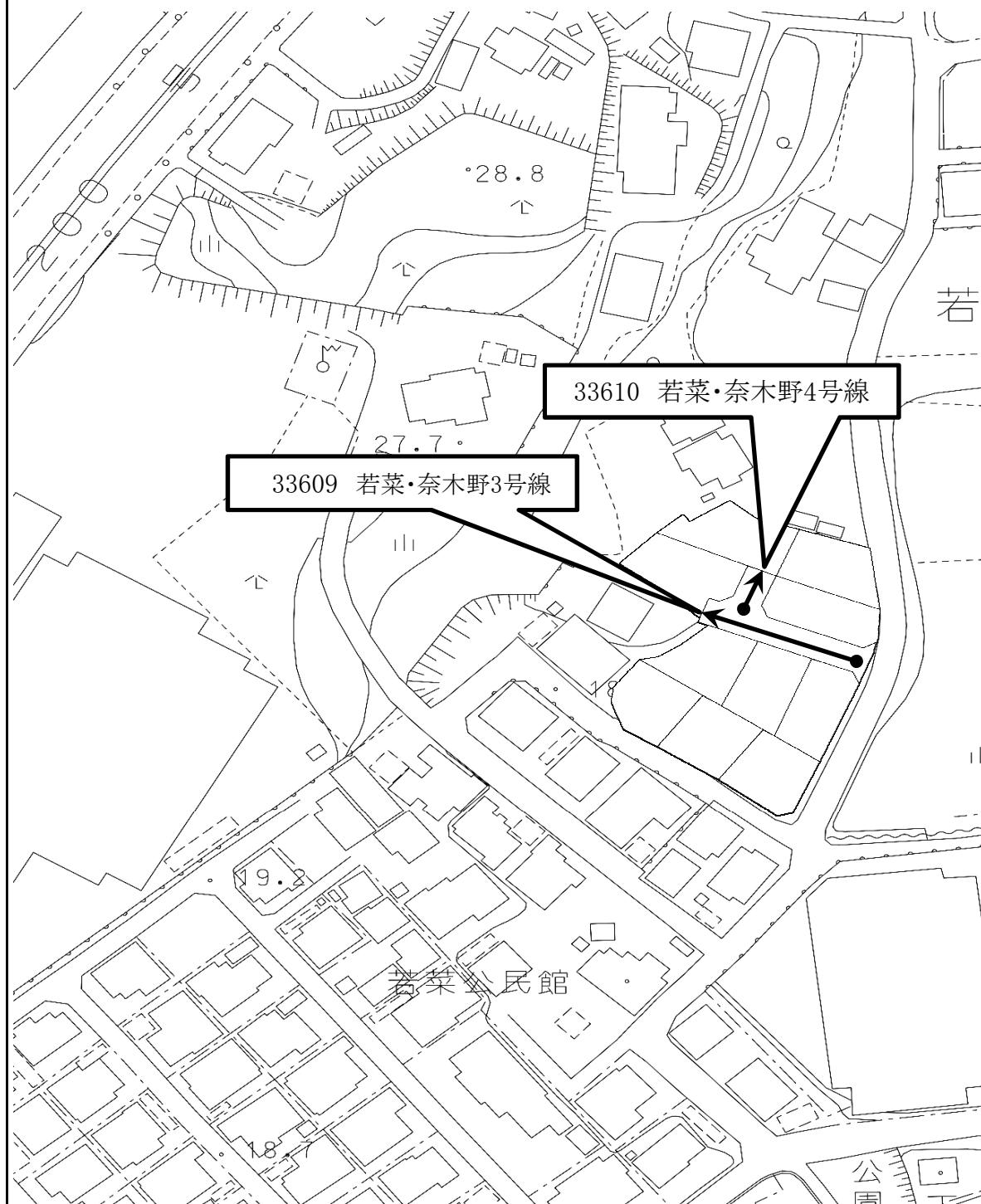
## 市道認定路線図

No. 1



## 市道認定路線図

No. 2



## 市道認定路線図

No. 3

